

議 事 録

・会長挨拶の後、令和4年第5回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 南 和 孝

日程第4、報告第1号、令和3年農地の賃借料情報の報告について事務局長報告願います。

事務局長

・報告第1号、令和3年農地の賃借料情報の報告について

農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について別紙のとおり報告する。次のページをお開きください。壮瞥町賃借料情報。令和3年1月から令和3年12月までの間に締結、公告された賃貸借における賃借料水準10アールあたりは以下のとおりとなっています。

1 田（水稻）の部

締結、広告された地域名ですが、上地域・中地域・下地域というように田と畑と分けております。上地域は湖畔沿いと滝之町地区、中地域は立香・久保内・南久保内地区、下地域は上久保内、蟠溪、幸内、弁景地区となります。田の方から説明します。上地域の平均額は9,500円、最高額は12,000円、最低額は7,000円でデータ数は10です。このデータの数というのは集計に用いた筆数であります。中地域、平均額8,000円、最高額10,000円、最低額6,000円、データの数は24です。下地域については平均額6,200円、最高額6,245円、最低額6,245円、データ数は2です。田の部分の町の平均は7,900円、データ数の合計は36でございます。

2 畑（普通畑）の部

上地域の平均額6,500円、最高額10,000円、最低額3,000円、データの数は18です。中地域平均額6,000円、最高額7,000円、最低額5,000円、データの数は13です。下地域、平均額7,200円、最高額10,000円、最低額4,523円、データの数は32。畑の壮瞥町平均は6,567円とデータ数63となっております。報告は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま事務局長が報告をいたしました。このことについて特に質問がなければご報告済といたします。よろしいでしょうか。

————— 「よろしいです」という声あり —————

議長 南 和 孝

日程第5の内、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明。

○農地等賃貸借合意解約契約書

土地の所在・地番

壮瞥町字●●-●●●

公募 ● 現況 ●
●●●●●m²

貸人の住所・氏名

●●町●●-●●●

●● ●●

借人の住所・氏名

●●町●●-●●●

●● ●●

契約内容等

基盤強化促進法 令和●年●●月（賃貸借）整理番号●●●号

公告日等

令和●年●●月●●日

設定・契約期間

始期 令和●年●●月●●日 終期 令和●年●●月●●日

合意解約日 令和●年●●月●●日

土地引渡日 令和●年●●月●●日

議長 南 和 孝

ただいま事務局長が説明をいたしました農地法第18条第6項の規定による通知について ご意見、ご質問を伺います。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

特に発言がなければ、農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 南 和 孝

それではご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に日程第5の内、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

・議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明。

○所有権移転関係

整理番号 777

譲渡人	●●町●●-●●	氏名	●● ●●
譲受人	●●町●●-●●	氏名	●● ●●
土地の表示	壮瞥町字●●●●	地目	● ●●●●m ²
		計	●●●●m ²

利用目的 ●

所有権移転の時期 公告の日
対価 ●●●●円
対価の支払方法 口座振込
対価の支払期限 令和●年●●月●●日
成立する法律の関係 売買

○利用権設定関係

整理番号 778

設定者	●●町●●-●●	氏名	●● ●●
経営農用地面積	●●●●m ²		
設定地	壮瞥町字●●●●	地目	● ●●●●m ²
		計	●●●●m ²
設定を受ける者	●●町●●-●●	氏名	●● ●●

経営農用地面積 ●●●●m²
種類 賃貸借
内容 ●
始期～終期 公告の日から令和4年12月31日
借賃 ●●●●円
支払方法 年末現金払

整理番号777号については、先程審議いただいた農地法第18条6項の規定による通知に記載されている土地で、公募面積は●●●●㎡あり、●●●●が●●●●氏よりその内の●●●●㎡を利用集積で賃貸借しておりました。

今回は公募面積●●●●㎡全てを利用集積で売買するということになりますので補足します。

整理番号777号及び778号の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。説明は以上です。

議長 南 和 孝

それでは、整理番号777号についてご意見、ご質問を伺います。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

特に発言がなければ、整理番号777号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 南 和 孝

それではご異議なしと認め、整理番号777号は原案のとおり決定いたします。続きまして、整理番号778号についてご意見、ご質問を伺います。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

特に発言がなければ、整理番号778号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 南 和 孝

それではご異議なしと認め、整理番号778号は原案のとおり決定いたします。

議長 南 和 孝

続きますして日程第5の内、議案第3号、令和3年度農業委員会活動計画の点検・評価の承認についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第3号、令和3年度農業委員会活動計画の点検・評価の承認について。このことについて審議の上、議決を求めるものでございます。別紙になります。次のページをお開きください。

令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価でございます。

まず、Iの農業委員会の令和4年3月31日現在の状況ということでございます。町内の耕地面積、経営耕地面積、農地台帳面積について、田は160ha 畑は947ha、畑の内訳は普通畑で683ha、樹園地で104ha、牧草畑160haで合計1,107haとなっております。この内遊休農地につきましては、田は2ha、畑は1haでこの内訳は普通畑が1haで合計が3haございました。なお、この面積につきましては2020年の農林業センサスの数字を記載しておりますのでご了承ください。

続きますして総農家数ですが、総農家数は121戸、自給的農家数が15戸、販売農家数は106戸、その内訳として主業農家数が56戸、準主業農家数が9戸、副業的農家数が41戸となっております。こちらも2020年の農林業センサスの数字を記載しております。

続きますして農業就業者数ですが、農業就業者数は298人、内女性は138人、40代以下は13人。こちらについても2020年の農林業センサスの数字を記入しております。認定農業者につきましては、経営数については認定農業者は81、基本構想水準に到達しているものは13、認定新規就農者は0、農業参入法人は2、集落営農協定は0、こちらは農業委員会調べであります。

続きますして2農業委員会の現在の体制でございます。旧制度に基づく、農業委員会ということで、こちらは一番最後、選挙の行われていた最後の状況でございます。農業委員の定数は7で実数は5、そのうち認定農業者は5人だったということですそのうち女性の専任委員さんはいらっしゃいませんでした。選任された委員は農協推薦が1人。共済推薦が1人、議会推薦が1人の計3人。この内、この3人の方は認定農業者でありました。女性と40代以下の方はいらっしゃいませんでした。当時は平成29年7月19日が旧制度に基づく任期満了の年であったということでございます。

その下、新制度に基づく農業委員会です。農業委員の数は定数は8、実数は8です。この内訳として、認定農業者が7、認定農業者に準ずる者は0、女性の委員が1人、40代以下の方が0人、中立委員さんが1人ということになります。農地最適化推進委員については定数、実数共にございません。任期満了年月日は令和5年7月19日になります。

次のページをお開きください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についてです。現状と課題です。現状、これは令和4年3月現在です。管内の農地の面積は1,480ha。これまでの集積面積ですが987ha。集積率は67%でございました。課題としては、新たに遊休農地とならないよう、遊休農地発生防止の呼びかけと、早期発見に努めるとともに、集積率70%を超えるよう農家への働きかけが必要であると考えております。続きまして、2番目の令和3年度の目標及び実績です。まず、集積目標は令和3年度の目標数値で989haでした。これに対して実績は987ha。うち新規実績は4人の方で合計3.5haでした。達成目標につきましては集積面積割る集積目標ですので、達成率は100%になります。

続きまして、3番目、目標の達成に向けた活動ですが、活動計画では6月～8月にかけて農地利用集積に向けた掘り起こし活動、8月～9月にかけて担い手への農地利用集積に向けた相談活動という形で計画を立てておりました。その実績でございますが、4月～3月の1年間、総会終了後の協議等で農地利用集積に向けた掘り起こし活動を実施しているのと、同じく1年間、担い手への農地の利用集積へ向けた相談活動も1年間とおして行っております。また具体的な協議ですが、7月21日借り手との協議、7月26日にも借り手との協議、年をまたいで2月14日には貸し手との協議、2月22日には貸し手と借り手との協議を行っております。

4、目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価につきましては、ほぼ目標どおり達成できたと思っております。また、活動に対する評価についても計画どおり実施できたというように記載をさせていただきました。

次のページをお開きください。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、まず1、現状と課題です。新規参入の状況でございます。令和3年度は2経営体これは●●●●と●●さんになります。3年度新規参入者が取得した農地面積の合計は12.7haです。ちなみに令和2年度の新規参入者数は2経営体この時は、●●●●さんと●●●●さん。2年度新規参入者が取得した農地面積の合計は7.8ha。元年度新規参入者数はございませんでした。したがって、新規参入者が取得した面積もございませんでした。課題

として、壮瞥町担い手総合支援協議会が中心となって行っていることから協議会と連携をとりながら、担い手の育成を実施しておりますが、農地取得の希望者の希望に添う農地の確保がなかなか難しくなっているというのが課題として挙げられております。続きまして2、令和3年度の目標及び実績です。参入目標は2経営体、参入目標面積は5.68ha ございました。参入実績は2経営体、先程説明した●●●●と●●さん。参入実績の面積は12.7ha ございまして達成状況は100% ございましたが、面積の達成状況は224% となっています。3 目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は年間を通して関係機関、町内農家の方々と情報交換をし参入強化を図るということで計画を立てております。活動の実績ですが、10月15日に売り手との協議、10月20日に買い手との協議、1月24日に買い手との協議、2月9日には売り手との協議、3月1日に買い手との協議を実施しております。4 目標及び活動に対する評価ということで、令和3年度は2経営体が新たに農業経営に参入されたことにより、目標を達成することができました。活動に対する評価として新たに設立された農地所有適格法人に対する農地取得の支援が出来たと考えております。

続きまして、次のページをお開きください。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価ということになります。1 現状及び課題ですが、これは令和3年4月現在の現状になります。管内の農地面積は1,480ha、遊休農地面積は先程3ha とお話ししましたが、実際は内訳2人で1.9ha と1.2ha で合計で3.1ha なのですが、四捨五入で3ha ということになります。割合につきましては、0.21% ということになります。課題は新たに遊休農地とならないよう遊休農地発生防止の呼びかけと早期発見に努める事が重要であると考えております。

続きまして令和3年度の目標と実績ですが、解消目標は0、解消実績もありませんでしたので、達成状況は0 ということになります。続きまして3、上の2の目標の達成に向けた活動ということでございますが、まず、農地の利用状況調査については調査員の実数10人、調査実施時期8月～11月、調査取りまとめ時期も8月～11月でございます。調査方法については管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施する。2 調査区域を地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査をする。3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査をするということです。農地の利用意向状況調査については11月～12月に実施をするという考えでございました。これに対する活動実績ですが、農地の利用状況調査は調査員数11人、調査の実施時期は11月30日、調査の取りまとめ期間も11月30日になりました。農地の利用意向調査については、実施をすることができませんでした。調査

結果の取りまとめも調査を実施できませんでしたので未実施ということになります。なお、第32条第1項第1号の調査数調査面積は0、第32条第1項第2号、第33条の調査数と調査面積についても0でございました。4目標及び活動に対する評価ということで、目標に対する評価、今年度初めて遊休農地が生じました。活動に対する評価については新型コロナのため、9月の作況調査時に併せて行っていました、農地の利用状況調査は中止したため、調査の回数が1回減りまして十分な調査が出来ませんでした。次のページをお開きください。

V 違反転用の適正な対応ということでございます。現状と課題です。現状令和3年4月現在の管内の農地面積は1,480ha、違反転用面積はございませんでした。したがって、課題もございません。令和3年度の実績についてもありませんでしたので、増減はありません。活動計画・実績及び評価についてですが、活動計画は違反転用の発生防止に向けた取組として、8月～11月の間に農地パトロールを行う。それに対する実績ですが、違反転用の発生防止に向けた取組として9月7日、これは作況調査に合わせ予定しておりましたが、新型コロナのため中止になりました。11月30日に農地パトロールを実施しております。活動に対する評価ということですが、年2回の活動計画の内、新型コロナのため1回しか実施できなかったが、違反転用は発生していない。

続きまして、次のページをお開きください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、まず1番目、農地法第3条に基づく許可事務についてですが、1年間の処理件数は7件でございました。、その内、許可を与えたものは7件で不許可はございません。点検の項目については、事実関係の確認、これの実施状況として、申請書類の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査並びに申請者に対する聞き取りを事務局で実施しております。これについての是正措置はございません。総会等での審議の実施状況ですが、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審査をしておりまして、是正措置についてはございません。申請者への審議結果の通知について、実施状況ですが、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数はありません。不許可処分の理由の詳細を説明した件数もありません。したがって、是正措置もございません。審議結果等の公表ですが、実施状況については、議事録に記載の上公表となっております。是正措置はありません。処理期間ですが、標準処理期間、申請書受理から概ね15日、処理期間については平均15日。これについても是正措置はございません。

続きまして2農地転用に関する事務。これは意見を付して知事へ送付

した件数ということですので、1年間の処理件数はございませんでした。したがって、事実関係の確認、総会での審議、審議結果の公表についてはございません。なお処理期間につきましては標準処理期間は申請書受理から15日。処理の平均期間は15日となっております。

続きまして、次のページをお開きください。3 農地所有適格法人からの報告への対応でございます。

農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人の数については12法人です。このうち報告書の提出がなされた農地所有適格法人は11法人。報告書の督促を行った農地所有適格法人はございません。したがって、督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数もございません。報告書を提出しなかった農地所有法人1法人、これは●●●●です。まず提出しなかった理由ですが、

●●●●、法人設立が令和●年●●月●●日であり、設立後1年を経過していないため提出されなかったということです。対応の方針につきましては、各法人に対して、報告書の提出を求める書面を本年度から送付しています。農地所有適格法人の状況について、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人についてはありませんでした。続きまして、4 情報の提供等です。賃借料情報の調査・提供について実施状況ですが、調査対象賃貸借件数は50件。畑45件、田5件。公表時期令和3年の6月です。情報の提供方法はホームページでの公表ということになっております。是正措置はございません。その下、農地の権利移動等の状況把握ですが、実施状況は調査対象権利移動等件数は30件で集積は23件、3条は7件でございました。取りまとめの時期は、令和4年3月です。情報の提供方法は事務局に備付けて、必要があれば見ていただくということでございます。これについての是正措置はございません。農地台帳の整備ですが、整備対象の農地の面積は1,480ha。データの更新、農地の利用状況調査結果・相続等の届出・農地法上の許可・農用地利用集積計画に基づく利用権設定等について整備をしております。公表については事務局に備付けとなっております。是正措置はございません。

次のページをお開きください。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、農地利用最適化に関する事務について、要望・意見はございませんでした。対処内容についてもございません。

VIII 事務の実施状況の公表等についてですが、総会等の議事録の公表については町のホームページに公表しております。農地等利用最適化推進事業の改善についての意見の提出はございませんでした。3、活動計画

の点検・評価の公表については本日のホームページで公表しております。

例年であればですね、令和4年度活動計画（案）の承認についても合わせて説明しておりますが、令和4年度については3月の農業委員会において最適化活動の目標の設定等について説明し、承認を頂いておりますので、今回は令和3年度の農業委員会活動計画の点検・評価の承認のみ審議いただきたいと思います。長くなりましたが説明は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま、事務局長より説明いたしました令和3年度農業委員会活動計画の点検・評価の承認についてご意見ご質問を伺います。

議長 南 和 孝

はい、2番岩倉委員

2番岩倉委員

2番岩倉です。遊休農地に関することで個人の名前で●●さん●●さんとあったんですけれども、この●●さんの土地は●●の上の土地ですかそれとも別な所なんですか。

議長 南 和 孝

事務局長説明願います。

事務局長

●● ●●さんの土地になります。したがって場所は、旧●●の一段上ということになります。ということは●●団地の1つ上の段ということになります。●●●●さん本人が亡くなりましたので、耕作を誰もしていないというような状態でございます

議長 南 和 孝

他にご意見ご質問ございませんか

—————「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

それではご質問無しと認め、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

「ありません」という声多数

議長 南 和 孝

それではご異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

本日附議された案件は全部終了いたしました。

なお、引き続き協議を行います。